別　記

命令書（昭和２８年１２月８日熊本県指令河第３３２号）、許可書（昭和２８年１２月８日河第１６０２号）、命令書（昭和２９年１０月１２日熊本県指令河第６２４号）、許可書（昭和２９年１２月２０日熊本県指令河第８号）及び許可書（昭和３０年５月１日熊本県指令河第５１０号）の全部を次のように改正する。

水　利　使　用　規　則

国九整１４水球第１０号
平成１５年３月２６日

（藤本発電所）

（目　的）

第１条　この水利使用は、水力発電のためにするものとする。

（取水口等の位置）

第２条　取水口及び放水口の位置は、次のとおりとする。

取水口　　熊本県八代郡坂本村大字葉木字大門山３６３０番５地先（荒瀬ダム）
放水口　　同郡同村同大字字村中４５４７番地先（球磨川右岸）

（取水量等）

第３条　取水量及び使用水量は、次のとおりとする。

最大取水量　　１３４．００ m^3／s
最大使用水量　　１３４．００ m^3／s
常時使用水量　　１９．２０ m^3／s

２　理論水力は、次のとおりとする。

最大理論水力　　２０，９５８ｋｗ
常時理論水力　　３，１４２ｋｗ

３　荒瀬ダム調整池（以下「調整池」という。）の最高水位及び最低水位は、次のとおりとする。

最高水位　　標高　３２．５０ｍ
最低水位　　標高　３０．４０ｍ

（取水及び流水の貯留の条件等）

第４条　取水及び調整池における流水の貯留は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原の生じた他の水利使用及び漁業に支障を生じないようにすること。ただし、既に調整池に貯留された流水を引き続き貯留すること又はこれを取水することについては、この限りではない。

２　河川管理者は、必要があると認めるときは、この水利使用を行う者（以下「水利使用者」という。）に対し、前項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

（河川工事等による支障の受忍）

第５条　水利使用者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる流水の汚濁その他の支障については、この水利使用を行う権利をもって河川管理者に対抗することができない。

（工作物及び土地の占用）

第６条　工作物の位置又は土地の占用の場所及び占用面積は、次の表のとおりとする。

区　　分	工作物の位置又は土地の占用の場所	占用面積
荒瀬ダム	球磨川左岸　熊本県八代郡坂本村大字荒瀬字家ノ上４１６番地先 右岸　同郡同村大字葉木字大門山３６３１番２地先	8,106.85㎡
取水施設	取水口の位置の表示に同じ。	178.67㎡
放水路	放水口の位置の表示に同じ。	3,478.22㎡
計		11,763.74㎡

（許可期限）

第７条　許可期限は、平成２２年３月３１日とする。

（取水量の測定等）

第８条　水利使用者は、毎日の取水量を算定し、年ごとにその結果をとりまとめて、翌年の１月３１日までにこれを九州地方整備局長（以下「局長」という。）に報告しなければならない。

（調整池及びダムの状況に関する測定等）

第９条　水利使用者は、次の表に定めるところにより、調整池及び荒瀬ダム（以下「ダム」という。）の状況に関する測定を行い、年ごとにその結果をとりまとめて、翌年の１月３１日までにこれを局長に報告しなければならない。

測定すべき事項	測定の回数
調整池の水位・調整池への流入量	毎日
ダムからの放流量	放流のつど
調整池及びその末端付近の堆砂の状況	少なくとも毎年１回

（申請に係る対策の実施）

第１０条　水利使用者は、申請書添付図書七に記載された「地元の要望を考慮して企業局が今後行う対策」（以下「対策」という。）の実施については、確実にこれを行わなければならない。

２　水利使用者は、前項の対策について、年度ごとにその実施状況をとりまとめて、すみやかに局長に報告しなければならない。

（調整池の水質改善のための放流及び下流への土砂供給の実施）

第１１条　水利使用者は、前条に規定する対策のうち、「調整池の水質改善のための放流」及び「下流への土砂供給」（以下「放流等」と総称する。）については、当面、当該放流等による効果及び河川環境への影響を確認するため、試験的運用を行わなければならない。

２　水利使用者は、前項に基づく試験的運用に係る全体実施計画及び毎年度の実施計画（以下「計画」と総称する。）を策定し、あらかじめ、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

３　河川管理者は、河川管理上必要があると認める場合には、前項の計画の変更について指示することができる。

（対策の実施結果に基づく措置）

第１２条　河川管理者は、第１０条第１項の対策の実施の結果、河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、河川管理上支障を生ずると認める場合には、水利使用者がとるべき必要な措置を指示することができる。

（操作規程）

第１３条　水利使用者は、第１１条第１項の試験的運用の結果を踏まえて、操作規程の変更について河川法第４７条第１項の規定による承認の申請をしなければならない。

（河岸の維持）

第１４条　湛水区域の境界付近の河岸及び放水口付近の河岸は、崩壊することがないように維持しなければならない。

（水路等の変更等の承認）

第１５条　水利使用者は、この水利使用に係る取水口から放水口までの間の流路を形成する工作物で河川区域外にあるものを変更し、又はこれを改築しようとするときは、あらかじめ、河川管理者の承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

（申請等の経由）

第１６条　この水利使用規則により河川管理者又は局長に対してなすべき承認の申請又は報告は、九州地方整備局八代工事事務所長を経由してしなければならない。

（ダム等の撤去）

第１７条　水利使用者は、ダム等の撤去を行おうとするときは、撤去計画を作成のうえ、河川法上必要な許可の申請をしなければならない。

（標識の掲示）

第１８条　水利使用者は、局長の指示するところにより、この許可に係る水利使用の内容その他必要事項を記載した標識を掲示しなければならない。

（失　効）

第１９条　この水利使用に関する河川法の規定に基づく許可は、次に掲げるときは、その効力を失う。

（１）この水利使用が廃止されることとなる電気事業法の規定による処分があったとき。

（２）この水利使用が廃止されたとき。

（３）許可期限が到来したとき。

（この水利使用規則の改正）

第２０条　河川管理者は、この水利使用規則を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。